

ふくしま 12 市町村移住支援交通費等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）は、ふくしま 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）（以下「12 市町村」という。）への移住を希望又は検討し、現地活動を行った者に対して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(目的)

第 2 条 この補助金は、移住希望者が本県を訪れる際の交通費等の一部を補助することで、より多くの移住希望者が実際に 12 市町村を訪問し、面談や体験等を通じて理解を深める機会を創出し、移住を促進することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住希望者

12 市町村への移住を希望又は検討している個人をいう。

(2) 現地活動

移住希望者による移住の実現に向けた 12 市町村への訪問活動をいう。

(補助の対象及び補助額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の条件、補助対象経費及び補助限度額は別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、次に該当する者は補助対象外とする。

(1) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 51 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者又はその刑の執行を受けることの無くなるまでの者

2 前項において、同様の補助金等を他に受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(現地活動計画等の確認)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、現地活動の出発前に、計画を記載した現地活動計画兼報告書（第 2 号様式）をふくしま 12 市町村移住支援センター（以下「センター」という。）へ提出するとともに、原則としてセンター職員とのオンライン面談等により確認を受けるものとする。

2 申請者は、現地活動の帰着後に、実績を記載した現地活動計画兼報告書（第 2 号様式）をセンター職員へ提出して確認を受けるものとする。

- 3 前2項の書類の提出期限等は、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、現地活動の帰着日から30日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に次の書類を添えて、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 前条による確認を受けた現地活動計画兼報告書(第2号様式)
- (2) 申請者の生年月日及び居住地を証する書類
- (3) ふくしま12市町村移住支援交通費等補助金に係る個人情報の取扱い同意書(第5号様式)
- (4) 補助の対象となる経費の領収書等の写し
- (5) 振込口座預金通帳の写し

2 複数の移住希望者が同一の活動を行う場合においては、補助金の交付申請は、同一生計の移住希望者(以下「同行者」という。)に限り、一括して行うことができる。

3 同行者がいる場合、前項の書類に加え、同行者の生年月日及び居住地を証する書類を提出しなければならない。

4 補助金の交付を受けることができる回数は、1人当たり、1年度につき、交通費補助は5回、宿泊費補助5泊分までとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第7条 理事長は、前条第1項に規定する交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及び交付金額を決定し、申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、第1項により補助金の交付決定を通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１１日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年５月２０日から施行し、同日以後の現地活動に係る補助金から適用する。

別表第１（第４条関係）

①補助対象者	18歳以上で、福島県外に居住する者のうち、12市町村への移住を希望又は検討している者
②補助対象となる現地活動期間	補助金の募集開始がされた日以降から、その年度の２月末日までの間
③補助の条件	(1)仕事探し、(2)住まい探し、(3)移住に関する相談・生活環境調査のいずれかを行うために、センター職員との面談（注１）後に12市町村において現地活動を行い、かつ、市町村担当者又は市町村や県が指定する者のいずれか（注２）及び民間事業者等（注３）を訪問したこと。
④補助対象経費	次に掲げる額（注４）の合計額 (A) 出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地までの交通費 (B) 福島県内の最後の目的地から帰着地（原則として自宅）までの交通費 (C) 12市町村内における一般的な１泊２食付き（食事なしの場合等を含む）の宿泊費
⑤補助額	別表第３の基準額を補助額の上限とし、基準額に満たない場合は補助対象経費の合計額（千円未満切捨て）を補助額とする

（注１）面談はオンライン面談を原則とするが、困難な場合は電話、電子メール等による確認も可。

（注２）12市町村の移住相談窓口の担当者、福島県移住コーディネーター、ふくしま暮らしサポーターなど。

（注３）就職や就農等の面接先、不動産事業者、移住後の活動において連携を想定している者（現地活動先の地域住民や移住者）など。

（注４）交通費については、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料とし、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー、タクシー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外。宿泊費については、一般的な１泊２食付き（食事なしの場合等を含む）の料金とし、追加の料理、酒類、サービス等に要する経費は対象外。

別表第２（第５条関係）

①提出書類	②提出期限	③備 考
計画を記載した 現地活動計画兼報告書	原則として現地活動 の出発日の１０日前	現地活動の出発日の５日前までに、センター職員との面談等に

(第2号様式)	(土日・祝日・年末年始を除く)まで	より、内容を事前に確認を受けること。
実績を記載した 現地活動計画兼報告書 (第2号様式)	原則として現地活動の帰着日の10日後まで(期限を過ぎたときは支払いができなくなることがあります。)	センター職員から内容確認の連絡を受けた後、第6条に基づく補助金の交付申請を行うこと。

別表第3

ア. 交通費補助金 基準額(補助上限額)

(単位:円)

出発地		基準額 (補助上限額)	出発地		基準額 (補助上限額)
地方	都道府県		地方	都道府県	
北海道	北海道	24,000	近畿	大阪府	21,000
東北	青森県	12,000		京都府	20,000
	岩手県	8,000		兵庫県	21,000
	宮城県	3,000		滋賀県	20,000
	秋田県	12,000		奈良県	21,000
	山形県	2,000		和歌山県	21,000
北関東	茨城県	5,000	中国	鳥取県	26,000
	栃木県	6,000		島根県	27,000
	群馬県	11,000		岡山県	23,000
首都圏	埼玉県	8,000		広島県	25,000
	千葉県	9,000		山口県	27,000
	東京都	8,000	四国	徳島県	27,000
甲信越	神奈川県	10,000		香川県	25,000
	山梨県	12,000		愛媛県	28,000
	新潟県	17,000		高知県	27,000
北陸	長野県	14,000	九州	福岡県	29,000
	富山県	19,000		佐賀県	30,000
	石川県	20,000		長崎県	33,000
	福井県	21,000		熊本県	33,000
東海	愛知県	18,000		大分県	31,000
	岐阜県	18,000		宮崎県	34,000
	静岡県	14,000		鹿児島県	36,000
	三重県	20,000	沖縄	沖縄県	38,000

- ①出発地の都道府県ごとに表のとおり基準額(補助上限額)を設けます。
- ②補助対象経費が基準額以上の場合は、基準額が補助金額となります。
(例) 補助対象経費9,500円 基準額8,000円 → 補助金額8,000円
- ③補助対象経費が基準額未満の場合は、その額の千円未満を切り捨てた額が補助金額となります。
(例) 補助対象経費6,700円 基準額8,000円 → 補助金額6,000円

イ．宿泊費補助金 基準額（補助上限額）

基準額（補助上限額）2,500 円

①補助対象経費（宿泊費の 1/2）が基準額以上の場合は、基準額が補助金額となります。

（例）補助対象経費 4,750 円（ $=9,500 \text{ 円} \times 1/2$ ） $>$ 基準額 2,500 円

→ 補助金額 2,500 円

②補助対象経費が基準額未満の場合は、その額の千円未満を切り捨てた額が補助金額となります。

（例）補助対象経費 2,400 円（ $=4,800 \text{ 円} \times 1/2$ ） $<$ 基準額 2,500 円

→ 補助金額 2,000 円（2,400 円だが、千円未満切り捨てのため 2,000 円）

【共通注意事項】

注 1 次に掲げるものに該当する場合は、補助対象とはならない。

- ① 旅館業法の許可のない宿泊施設または住宅宿泊事業法の届出のない住宅に宿泊した場合
- ② 自治体等が運営する移住体験住宅を利用した場合
- ③ 交通費及び宿泊費がセットになった旅行商品を利用した場合や、センターや自治体等が主催する移住ツアー等に参加する場合
- ④ 移住・定住を目的とした現地訪問であると認められない場合

注 2 全国旅行支援等を利用した場合は、交通費等補助金の対象外とする。